

## 甲賀市税条例等の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布（第208回通常国会）されたことに伴い、甲賀市税条例等の一部を改正するものです。

### 2 改正の概要

#### <第1条関係>

##### 【個人市民税】

(1) 上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させる等規定の整備を行うことに伴い文言を改正するものです。

(令和6年1月1日施行)

【第33条、付則第20条の2及び第20条の3関係】

(2) 課税方式を所得税と一致させる規定の整備に伴い、税額控除を確定申告書の記載によって行うものとするものです。

(令和6年1月1日施行)

【第34条の9関係】

(3) 公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備に伴う法律改正及び省令改正に伴う引用規定の項ずれを改正するものです。

(令和6年1月1日施行)

【第36条の2関係】

(4) 給与所得者又は公的年金受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合の扶養親族等申告書に当該配偶者等の氏名を記載する等の措置を講ずるものです。

(令和6年1月1日施行)

**【第36条の3の2及び第36条の3の3関係】**

(5) 住宅借入金等特別税額控除について、居住年が令和7年まで延長することに伴い、適用期限を令和20年度分まで見直しをするものです。

(令和5年1月1日施行)

**【付則第7条の3の2、付則第26条関係】**

(6) 課税方式を所得税と一致させる規定の整備に伴い、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例について、文言を改正するものです。

(令和6年1月1日施行)

**【付則第16条の3関係】**

(7) 引用条項の削除に伴う規定の整備に伴い文言を改正するものです。

(令和5年1月1日施行)

**【付則第17条の2関係】**

**【固定資産税】**

(8) 登記所から市への通知に係る者の固定資産課税台帳等について、住所に変わるものとしての事項を記載したものを閲覧等に供しなければならないこととするよう改正するものです。

(令和6年4月1日施行)

**【第18条の4及び第73条の2及び第73条の3関係】**

**<第2条関係>**

(9) 個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出者の要件において規定される扶養親族の範囲に控除対象扶養親族であって退職手当等

に係る所得を有する者を追加し、文言の整理を行うため改正するものです。

(令和5年1月1日施行)

【第36条の3の3関係】

(10) 市民税に関する経過措置に関する適用部分を改正します。

(令和6年1月1日施行)

【付則第2条第2項関係】

### 3 この改正による影響

- ① 税収に影響がないもの・・・(3)(4)(7)～(10)
- ② 税収の影響が少ないもの・・・(1)(2)(6)
- ③ 居住年の延長に伴い控除期間が延長され、税収が減となるが、国費で全額補填される・・・(5)